

障発第0601第4号  
平成22年6月1日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長

「障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正について

標記の平成18年12月6日付け障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正し、平成22年6月1日から適用することとしたので通知する。